

# 当地区における街づくりの検討経過と今後の予定

**「勉強会」「意見交換会」など**

- 街の課題、街づくりの手法や事例などの学習
- この街のルールなどについて参加者等で意見交換
- 街づくり通信で報告/意見募集

平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い街づくりに関するアンケート調査</li> <li>新たな防火規制の導入検討 (※平成 25 年 5 月に当規制区域を拡張)</li> </ul>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い街づくりへ向けた 4 回の勉強会 (消防署長や防災専門家による講演会、街歩きと点検マップづくりなど)</li> <li>街の課題に関するアンケート調査 等</li> </ul>
平成 26 年度 第 1 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街の課題・目標について</li> <li>街づくりのルールの事例</li> <li>防災ビデオ上映</li> </ul>
平成 26 年度 第 2 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調講演 (先進地区での取組み)</li> <li>街づくりの目標・方針 (案) について</li> </ul>
平成 26 年度 アンケート 調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>街づくりのルールについて (たたき台)</li> </ul>
平成 26 年度 第 3 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街づくりのルールについて (たたき台)</li> </ul>
平成 27 年度 第 4 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街づくりのルールについて (たたき台/その 2)</li> </ul> <p style="text-align: right;">現在はここ</p>
平成 27 年度 第 5 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街づくりのルールについて (たたき台/その 3)</li> </ul> <p style="text-align: right;">冬頃</p>
平成 27 年度 第 6 回 意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>街づくりのルールについて (たたき台/その 4)</li> </ul> <p style="text-align: right;">年明け頃</p>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会</li> <li>アンケート調査</li> <li>地区街づくり計画 素案説明会</li> <li>地区街づくり計画 原案説明会、意見募集</li> </ul>

計画等の説明会  
意見募集

**「地区街づくり計画」策定**

この通信は対象区域にお住まいの方・土地建物所有者の方に世田谷区からお届けしています。

■お問い合わせ先  
世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33  
電話：03-5432-2872 (直通) FAX：03-5432-3055 (担当：二見・高澤・島津・神田)

～世田谷区からのお知らせ～

池尻四丁目 (8～39 番)・三宿二丁目

◆平成 27 年 8 月号◆

# 防災

# 街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

世田谷区では、木造住宅が密集している地区である「池尻四丁目 (8～39 番)・三宿二丁目の区域」において、災害に強い街づくりを進めています。昨年度は、3 回の意見交換会やアンケート調査、多聞小学校の 5・6 年生からの意見募集 (小学生が考えるこの街の未来の姿!) 等を踏まえ、当地区の街づくりルールのあり方について考えてきました。

今年度は、これまで皆さまから頂きました様々なご意見をもとに、「地区街づくり計画」の内容を検討してまいりました。この度、そのたたき台をお示し、皆さまと意見交換をするため、第 4 回意見交換会を以下のとおり開催します。是非ご参加ください。

## 第 4 回意見交換会のお知らせ

【日時】

**9 月 10 日 (木) 午後 7 時～8 時 30 分**  
(1 時間半程度を予定)

【会場】三宿地区会館 2 階「大会議室」

【住所】世田谷区三宿 2-7-10

※上履きをお持ちの方はご用意ください。

【当日の内容】

“街づくりのルール” (たたき台)

※世田谷区より各ルールについてたたき台として紹介する予定です。

※各ルールの方針案は P.2～3 参照。



□：災害に強い街づくりに取り組み区域 (池尻四丁目 8～39 番、三宿二丁目全域)

**“防災食品の配布”も予定しています!**

防災グッズの  
展示も  
あります!!

## 街づくりコラム



鳥山川緑道の歴史  
かつては清流をたたえた鳥山川は、時代とともに汚濁が目立つたため、昭和 40 年代に川に蓋がかけられ、上部は緑道として整備されました。  
しかし、その緑道は、雨水が溜まったり、文化的な側面が感じられなかつたり等の魅力が乏しいものであります。  
そこで、当時の住民の皆さまが中心となり、平成 2 年には「鳥山川緑道整備にあたっての要望書」が世田谷区へ提出されました。  
翌年に整備された緑道は、現在も住民の皆さまの手で管理され、日々魅力的に成長しています。

# 当地区で導入を検討している16の“街づくりのルール”（たたき台）

平成27年2月の街づくり通信では  
9つのルールを紹介！



平成27年3月の街づくり通信では  
9つのルールへのアンケート調査結果や  
小学生が考えるこの街の未来の姿を紹介！

これまでの検討状況を踏まえた16のルール！！

街づくりのルールとは、「街づくりの目標と方針」を実現していくための「道路、公園などの基盤整備の位置づけ」や「建築の際のルール」などとなります。

区分	ルール案	ルール案の概要
道路・公園に関するルール	狭あい道路の早期解消	・緊急車両等が通行しやすいよう、道路の幅やすみ切りを確保する。
	行き止まり路の解消	・災害時の安全性が向上するよう、2方向の避難経路を確保する。
	カーブ・交差点の改良	・安全で快適な通行ができるよう、交差点部等での見通しを確保する。
	主要生活道路の整備	・多聞小学校前の道路については、安全で快適な通行ができるよう、歩行者等に配慮した道路を確保する。
	緑道の保全	・災害時の一時集合場所となるよう、また水とみどりのあふれる魅力的な空間や地域コミュニティの場として利用できるよう、緑道を保全する。
	ほけっと公園の整備	・密集市街地の安全性を高め、また地域コミュニティの場として利用できるよう、ほけっと公園を確保する。
建物などに関するルール	建築物の敷地面積の最低限度	・建て詰まりを防止するため、適切な敷地面積に誘導する。
	建築物等の高さの最高限度	・良好な住宅地を形成するため、建築物等の高さを誘導する。
	壁面の位置の制限	・プライバシーが守られ、また通風・日照が確保されるよう、隣地に面する建築物の壁面の位置を誘導する。
	主要防災道路の確保	・災害時に広域避難場所や幅の広い道路等への避難が容易に行えるよう、また日常時の救急活動や消火活動が円滑に行えるよう、地区内の主要な道路沿道における建築物や門塀等の位置を誘導する。
	垣又はさくの構造の制限	・みどりの空間を増やし、また安全な避難経路を確保するため、垣やさくの構造を誘導する。
	建築物の構造の制限	・燃えにくい街づくりを促進するため、建築物の構造を誘導する。
	敷地内の緑化	・みどりの空間を増やすため、敷地内の緑化を誘導する。
	共同住宅・長屋の管理等	・共同住宅・長屋の居住者による駐輪、ゴミ出し等が適切に行われるよう、駐輪場、ゴミ置場の設置を誘導する。
その他	水環境への配慮	・水害の軽減、水循環系の保全・回復に寄与するよう、敷地内に雨水を浸透させる施設の設置を誘導する。
	ユニバーサルデザインに配慮した環境整備	・誰もが快適に通行できるよう、道路整備にあたっては、形状や材質、附属設備を工夫する。坂道や階段に面しては、手摺り等の設置を誘導する。

## 街づくりコラム「地区街づくり計画」とは？

地区の特性に応じて、法的なメニューにとらわれることなく、街の将来像や建替え時におけるきめ細かい街づくりのルールを定めることにより、安全で住み良い街をつかっていくための、世田谷区街づくり条例に基づく区独自の制度です。策定する際は、地区住民の意見を十分反映します。

平成27年3月末で、区内の93地区において地区街づくり計画を策定しています。

併せて「誘導地区」に指定することで、建築行為等の際に区への届出が必要となります。

“街づくりのルール”（たたき台）についての意見交換会に是非ご参加ください。  
または、P.4のお問い合わせ先までご意見をお寄せください。

※「地区街づくり計画」の策定には、できる限り地区の皆さまのご意見を反映していきたいと思っています。



池尻三宿地区キャラクターみいけ